

## 幼児教育無償化(預かり保育) 給付までの流れ

■・・・保護者の手続き

① 施設等利用給付(2・3号)認定申請【保護者⇒区】

提出書類A  
子育てのための  
施設等利用給付  
認定・変更申請  
書(法第30条の4  
第2号・第3号)

提出書類B  
根拠書類  
(勤務内定証明  
書・母子手帳の  
コピー等)  
※父母両方※

就労要件、妊娠・出  
産要件等の根拠書類  
提出

給付を受ける  
ための要件を  
認定する期間

※給付希望  
前月までに申請  
(原則、遡って  
認定はできません)

② 認定通知【区⇒保護者】

提出書類C・Dは、認定取得者へ  
直接郵送いたします。  
4～9月分:9月上旬(予定)  
10～3月分:3月上旬(予定)

③ 施設等利用費給付請求【保護者⇒区】  
年度に2回請求が必要です

提出書類C  
私立幼稚園等施設  
等利用費請求書  
(必須)

提出書類D  
領収書 兼  
提供証明書  
私立幼稚園以外  
の事業も併せて  
利用する方

認定を受けた人が  
給付金を請求する  
期間

④ 決定通知発送・口座入金【区⇒保護者】  
4～9月分 11月末  
10～3月分 5月末

給付完了